令和3年4月1日施行

熊谷市工場立地法地域準則条例
（工場立地法に基づく緑地率等緩和のお知らせ）

市内の特定工場の皆様へ

このたび本市では、工場立地法に基づく緑地率等の基準を緩和する「熊谷市工場立地法地域準則条例」を制定し、令和３年４月１日から、市内の特定工場に適用される緑地率等の基準が緩和されました。

○工場立地法とは

工場が環境の保全を図りつつ、適正に立地するよう、一定規模以上の工場（※特定工場）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率などを定めています。特定工場の新設等を行う際は市に届出を行わなければなりません。

※特定工場：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場

◎基準緩和の内容

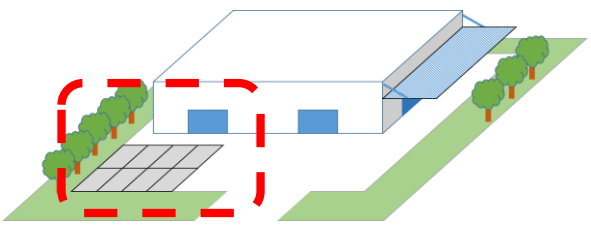
これまで

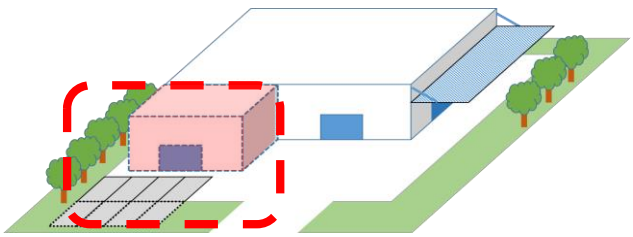
区分＼区域	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑　地	２０％以上			
環境施設	２５％以上			
重複緑地	２５％まで			

緩和後

区分＼区域	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑　地	１０％以上	５％以上	５％以上	２０％以上
環境施設	１５％以上	１０％以上	１０％以上	２５％以上
重複緑地	５０％まで			

✔ポイント　敷地の有効活用が可能に





≪お問合せ先≫

熊谷市 産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係

電話：048-524-1111（内線468・505）